

美しい三重の 景観づくりのための 屋外広告物

景観を構成する中で、屋外
広告物は、地域の印象を左
右するもののひとつといえ
ます。

街の活性化を図るうえで、
屋外広告物は必要なもので
すが、表示方法や内容によっ
ては、美しい景観を損なうお
それがあります。

県では、「三重県屋外広告
物条例」に基づき、必要な規
制を行っています。

9月10日は「屋外広告の日」です。
また、国土交通省は、本年度から、9月1日
～10日を「屋外広告物適正化旬間」
に決めました。
この機会に、皆さん、普段目にする屋外
広告物について考えてみませんか。



※屋外広告物の例



良好な 景観づくりの ために

屋外広告物を表示する際は、原則許可が必要です。

屋外広告物を表示してはいけない場所や、信号機など表示をしてはいけないものがあります。また、表示面積や高さなどの規制があり、許可が必要ですので、担当窓口へ、事前の相談をお願いします。



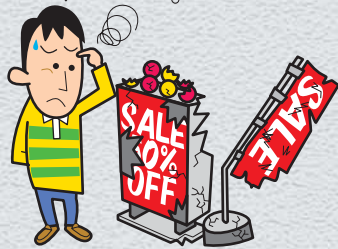
倒壊または 落下等の 危害防止の ために

許可基準に沿った表示や点検、管理、除去をお願いします。

屋外広告物の倒壊や落下等の危害を未然に防ぐため、許可基準に沿った、表示をお願いします。

また、表示した後も、安全点検、補修など必要な管理を行い、良好な状態にしてください。

なお、許可期間が満了するなど、表示の必要がなくなったときは、除去をお願いします。



屋外広告業を 営む場合は、 登録が必要です

県内で屋外広告物の表示等に関する業務を行う場合は、知事の登録が必要です。登録申請は、下記の問い合わせ先へお願いします。

屋外広告物って どんなもの？

「屋外ってことは、建物の外にある広告物のこと？」

「そうです。」

- ① 常時または一定の期間継続した表示
 - ② 屋外での表示
 - ③ 公衆に対する表示
 - ④ 看板、立看板、はり紙およびはり札ならびに広告塔、広告板、建物等に表示されたものなど
- このすべてを満たすものを屋外広告物といい、屋外広告物の定義は法律で規定されています。」

「そんなんだ。屋外広告物を表示する場合は、すべて許可が必要なの？」

「必要ですが、例外もあります。例えば、店舗の敷地内で、10mまでの広告物であれば、原則許可申請は要りません。」

「いろいろなルールがあるんですね。」

「でも、ルールを守るだけでなく、地域の景観との調和も考えてほしいですね。自分だけ目立つとするとするのはなく、周りの景観に合わせて、形や色などを決めていただきたいと思いますね。」

「そうですね。調和した空間って、心地いいですよね。」

問い合わせ先

県土整備部 景観まちづくり室

TEL 059-224-2748

FAX 059-224-3270

E-MAIL keimachi@pref.mie.jp

URL <http://www.pref.mie.jp/keimachi/hp/>